

福岡市営住宅コインパーキング事業者公募の質疑回答

No.	ページ	項目名	質 疑 内 容	回答
1	1	公募の趣旨	前回の物件番号1、並びに物件番号2の、落札額はいくらでしょうか。前回をふくめ、過去の落札額をいくつかご教示ください。	<p>これまでに使用許可している事業者の提案納付率は、法人等事業情報にあたるため公表しておりません。</p> <p>※なお、令和5年度実施の公募から、提案納付率の順位による選定を行っていることから、競争入札に準じて、許可予定者及び次点者の提案納付率を公表しています。そのため、本公募においてもその旨を承諾の上、応募申込書の提出をお願いします。</p>
2	別紙	対象物件1 那珂第1住宅	那珂第1住宅の新設駐車場について、駐車禁止ブロック置き場になっている奥の部分（車枠3-17北側幅約1.1m）も使用可能でしょうか（画像参照）。また、可否問わず、ブロックは撤去していただけるのでしょうか。	 <p>ブロックが置かれている奥の部分の使用は可能です。また、ブロックは撤去します。</p>
3	別紙	対象物件1 姪浜北住宅	姪浜北住宅の新設駐車場について、予定区画数が5区画とあるが、使用面積内であれば車室を増やすことは可能でしょうか。また、奥のU字バリカー（画像参照）は撤去可能でしょうか。	 <p>使用面積内であれば、区画を増やすことは可能です。また、U字バリカーは必要に応じて撤去いただいて構いません。</p>

福岡市営住宅コインパーキング事業者公募の質疑回答

No.	ページ	項目名	質 疑 内 容	回答
4	別紙	対象物件 2 板付住宅①	<p>板付住宅①駐車場にて現在設置のU字バリカーは、すべて市が設置しているものであるでしょうか。 (画像参照)</p> <p>その場合、設置予定範囲内にある、バリカーによる使用不可範囲（駐車場2-1の北側部分 最初の画像）は除外とならないのでしょうか。</p>  	<p>当該U字バリカーは、事業者で設置されたものです。使用許可期間の終了にあたり、事業者が交代する場合、設置物については原則原状回復いただきますが、新旧事業者間の調整などを禁止するものではありません。</p>
5	別紙	対象物件 2 板付住宅②	<p>板付住宅②駐車場の設置予定地前の排水溝（画像参照）について、車が落ちるような幅ではありませんが、蓋がなく危険なため、蓋を設置していただくことは可能でしょうか。</p> 	<p>原則、コインパーキングに必要な対応は事業者で行っていただいているが、個別の内容はコインパーキング設置時に協議いたします。</p>